

平成十三年三月二十二日

五
号

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書（東京都調布市議会）（第二二一

六号) は開てる意見書の東京都議会に講堂(第

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書（東京都町田市議会）（第
七号）

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

八号) に関する意見書(東京都小平市議会)(第一回)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

二二
二一
二〇
十九号)
に関する意見書(東京都東村山市議会)(第

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

二〇二
に関する意見書（神奈川県鎌倉市議会）（第一二二）

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書（新潟県弥彦村議会）（第一二二二号）

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府岸和田市議会)(第二二二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書（大阪府泉大津市議会）（第一二一）

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し(二)

に関する意見書(大阪府貝塚市議会) (第一二二)

四号) 本州転車振興会に対する交付金制度の見直し

に関する意見書(大阪府泉佐野市議会)(第一二)

二五〇

日本自動車振興会に対する自動車税金制度の見解に関する意見書(大阪府富田林市議会)(第一回)

二六号)

雪水資源の活用促進に関する意見書(石川県加賀市議会)(第二二七号)

雪氷資源の活用促進に関する意見書(石川県鶴 来町議会へ第十二回へ付)

米町議会(第一二八号) 容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

月十九日
(盛岡市議会(第一二三九号))

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(大阪府四條畷市議会)(第一二八六号)

出版物の再販売価格維持制度に関する意見書(神奈川県川崎市議会)(第一二八七号)

セーフガードの効果に関する意見書(静岡県熱海市議会)(第一二八八号)

雪水資源の活用促進に関する意見書(北海道登別市議会)(第一二八九号)

雪水資源の活用促進に関する意見書(長野県飯山市議会)(第一二三九〇号)

日本自転車振興会交付金制度の見直しに関する意見書(佐賀県武雄市議会)(第一二三九一号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県川崎市議会)(第一二三九二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県藤沢市議会)(第一二三九三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県平塚市議会)(第一二三九四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会)(第一二三九五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(福井市議会)(第一二三九六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜市議会)(第一二三九七号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜県大垣市議会)(第一二三九八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜県大垣市議会)(第一二三九九号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(岐阜県大垣市議会)(第一二四〇〇号)

二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(静岡県伊東市議会)(第一四〇
三号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(愛知県豊橋市議会)(第一四〇
四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(愛知県一宮市議会)(第一四〇
五号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(三重県四日市市議会)(第一四〇
六号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(三重県松阪市議会)(第一四〇
七号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(大津市議会)(第一四〇八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(岡山県玉野市議会)(第一四〇
九号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(広島市議会)(第一四一〇号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(山口県防府市議会)(第一四一
一号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(徳島県小松島市議会)(第一四
一二号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(香川県観音寺市議会)(第一四
一四号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直し
に関する意見書(松山市議会)(第一四一五号)

に改め、同条第二項中「製造協同組合等の直接又は間接」を「特定製造協同組合等」、「伝統的工芸品を製造している事業者」を「製造事業者」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「伝統的工芸品を製造し、若しくは販売する事業者、伝統的工芸品等活用事業者」を「製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、「直接又は間接の」を削り、「伝統的工芸品を製造する事業者」を「製造事業者」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条を削る。

第十五条の前の見出しを削り、同条中「又は認定共同振興計画」を削り、同条を第十九条とし、同条に見出しとして「税制上の措置」を付する。

第十四条に見出しとして「中小企業信用保険法の特例」を付し、同条中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「以上が中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)」を加え、「第八条の二第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条から第十三条までを削る。

第十条中「認定活用計画」を「認定活性化計画」、認定連携活性化計画」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に改め、「販売協同組合等」の下に「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画」に改め、「活用計画」を「活性化計画」とする。

第七条の二の見出しを「活性化計画の変更等」に改め、同条第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者若しくは」を「製造事業者又は」に改め、「又

は特定会社若しくは特定会社を設立しようとする者その者の設立に係る特定会社を含む。」を削り、「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条第三項中「活用計画」を「活性化計画」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画」に、「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業」に改め、同条第四項中「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(連携活性化計画)
第十一条 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。)又は連携製造協同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。)とともに、連携して実施する活性化事業(以下「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化事業(次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第四条第一項の規定は、連携活性化計画に準用する。

(連携活性化計画の変更等)
第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

第十三条の三中「活用計画」を「活性化計画、連携活性化計画」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条を削る。

第十五条の前の見出しを「活性化計画の変更等」に改め、同条を第十五条とする。

第十四条に見出しとして「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「認定連携活性化計画」という。に係る連携活性化事業(第一項の規定による変更の認定を受ける事業)を実施する者(製造協同組合等及び連携

ことができる。

4 第四条第一項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

第七条を削る。

第六条の二第一項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等及び販売事業者又は」に改め、同条第二項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等及び販売事業者又は」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条の二第一項及び第三項中「製造協同組合等を「特定製造協同組合等」に改め、同条を第五条とする。

第九条 製造事業者又は製造協同組合等(特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独で又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第四条第一項の規定は、連携活性化計画に準用する。

(連携活性化計画の変更等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)
第一条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の微収については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の微収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)」の項中「第二条第三項」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「第四条の二第一項、第六条第一項、第六条の二第二項、第七条第一項、第七条の二第二項、第八条第一項及び第八

条の二第二項」を「第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一项第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第三項中「製造協同組合等が」を「特定製造協同組合等(事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合であるものに限る。以下本項において同じ。)が」に、「同項」を「同条第一項」に、「当該製造協同組合等」を「当該特定製造協同組合等」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の二第二項中、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)第十一条第一号に掲げる業務」を削り、同条第三項中「第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条」を「第九条」に改め、「伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務」を削り、同条第四項中、「伝統的工芸品産業振興法第十一条」を削り、同条第五項中「第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条」を「第九条」に改め、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)第十一条第一号に掲げる業務」及び「伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務」を削る。

理由

伝統的工芸品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品を製造する事業者等が行う伝統的工芸品産業の活性化に資する事業等を支援するとともに、伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする団体が伝統的工芸品産業に関する

る振興計画を作成することができるとしている等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年三月二十八日印刷

平成十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局